

災害時における  
物資調達に関する協定書

旭川市

株式会社片桐紙器

## 災害時における物資調達に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と株式会社片桐紙器（以下「乙」という。）は、災害時における避難所運営に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙に対して協力を求めることに關し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）をいう。

### （物資の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。

- (1) 段ボールシート、段ボールケース等の段ボール製品
  - (2) その他乙の取扱商品
- 2 前項の品目については、甲乙協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

### （協力の要請）

第4条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資調達の協力を求めることができる。

- 2 甲が乙に協力を求める場合、要請書（様式第1号）に必要な事項を明記して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請した後、速やかに要請書を交付するものとする。

#### (協力の実施)

- 第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。
- 2 乙は、甲の前条の要請内容を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、自身の被災等で前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

#### (物資の納入)

- 第6条 乙は、甲と調整のうえ、甲が指定する場所へ物資を納入するものとし、甲の職員が確認のうえ、納入するものとする。
- また、前条第3項同様に自身の被災等で物資の納入に問題が発生することが予想される場合は、甲乙で連絡・協議・協力し最善を尽くすものとする。

#### (協力の報告)

- 第7条 乙は、甲の要請により協力した場合は、速やかに甲に対し、報告書（様式第2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告した後、報告書を提出するものとする。

#### (経費の負担)

- 第8条 この協定により乙に発生した経費は、法令その他に特段の定めがある場合を除くほか、甲が負担するものとする。
- 2 前項の経費は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定める。

#### (経費の請求及び支払)

- 第9条 前条の経費は、乙の作成した請求書により請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、協力要請等を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め相手方に通知するものとする。変更がある場合においても同様とする。

2 甲は、乙に対して、取扱商品等の資料の提出を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

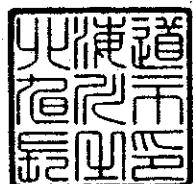
(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

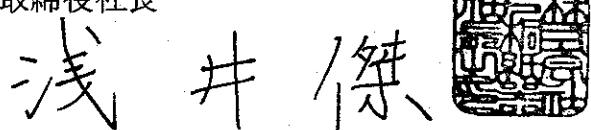
この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月27日

甲 旭川市  
旭川市長



乙 旭川市工業団地2条2丁目2番6号  
株式会社片桐紙器  
代表取締役社長



様式第1号（第4条関係）

年　月　日

## 要　請　書

株式会社片桐紙器　様

旭川市長　印

災害時における物資調達に関する協定書第4条により、次のとおり協力を要請します。

要請日時	年　月　日（　）　時　分		
要請理由			
要　請　内　容			
品名	数量	納品先	納品期日
備　考			

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

## 報告書

旭川市長様

株式会社片桐紙器 

災害時における物資調達に関する協定書第7条により、次のとおり報告します。

要請日時	年 月 日( ) 時 分		
要請理由			
要請内容			
品名	数量	納品先	納品日
備考			